

定義・趣旨

暴行罪の「暴行」	<u>人の身体に対する不法な物理力の行使</u>
殺人罪の保護法益	<u>人の生命</u>
傷害罪の保護法益	<u>人の身体の安全</u>
「傷害」の意義	<u>人の生理的機能に障害を加えること（侵害すること）</u>
207 条の趣旨	<u>被害者保護および立証の困難回避（二人以上が暴行を加えた事案においては、生じた傷害の原因となった暴行を特定することが困難な場合が多いことなどに鑑み、例外的に共犯の例によることとしたもの）</u>
業務上過失致死傷罪の「業務」	<u>社会生活上の地位に基づき反復継続して行う行為であって、他人の生命・身体等に危害を加えるおそれのあるもの</u>
堕胎罪の保護法益	<u>第一次的に胎児の生命・身体の安全、副次的に母体の生命・身体の安全</u>
「堕胎」の意義	<u>胎児の母胎内での殺害または自然の分娩期に先立つ胎児の母体外への排出</u>
遺棄罪の保護法益	<u>被遺棄者の生命・身体の安全</u>
単純遺棄罪の「遺棄」（狭義の遺棄、移置）	<u>要扶助者を危険な場所に移転させること</u>
「保護する責任」の発生根拠	<u>作為義務の根拠と同様であり、法令、契約、先行行為、排他的支配および保護の引き受け等から基礎づけられる作為義務と作為の可能性・容易性</u>
保護責任者遺棄罪の「遺棄」（広義の遺棄、移置＋置き去り）	<u>要扶助者を危険な場所に移転させることおよび行為者が離れていって要扶助者を危険な場所に放置すること</u>

「生存に必要な保護をしなかった」(不保護)の意義	<u>場所的離隔を伴わない方法で、要扶助者を保護しないこと</u> <u>(間近にいて世話をしないこと)</u>
脅迫罪・強要罪の保護法益	<u>意思決定の自由</u>
脅迫罪の「脅迫」	<u>一般人を畏怖させるに足りる程度の害悪の告知</u>
強要罪の「脅迫」	<u>被強要者またはその親族の生命、身体、自由、名誉または財産に対し害を加える旨の告知</u>
逮捕・監禁罪の保護法益	<u>身体活動(場所的移動)の自由(可能的自由)</u>
逮捕罪の「逮捕」	<u>直接的・身体的に拘束(強制作用)を加えて場所的移動の自由を奪うこと</u>
監禁罪の「監禁」	<u>一定の場所から出られないようにして場所的移動の自由を侵害すること(人の身体の間接的拘束)</u>
略取罪・誘拐罪の保護法益	<u>被拐取者等の自由および親権者等の監護権</u>
拐取の意義	<u>略取または誘拐することであり、人を本来の生活環境から不法に離脱させ、自己又は第三者の実力的支配下に移すこと</u>
略取罪の「略取」	<u>暴行・脅迫を手段とする場合(相手方の意思に反する場合)</u>
誘拐罪の「誘拐」	<u>欺罔・誘惑を手段とする場合(相手方の意思に反しない場合)</u>
営利目的略取罪・誘拐罪の「営利の目的」	<u>被拐取者の自由侵害を手段として財産的利益を得る目的</u> <u>(第三者から財産的利益を得る場合も含む)</u>

わいせつ目的略取罪・誘拐罪の「わいせつの目的」	<u>姦淫その他被拐取者の性的自由を侵害する目的</u>
強制わいせつ罪・強制性交罪の保護法益	<u>性的自由（性的羞恥心を抱くような性的事項についての自己決定の自由）</u>
強制性交等罪・強制わいせつ罪の「暴行」	<u>相手方の反抗を著しく困難にする程度の人の身体に対する不法な物理力の行使</u>
強制わいせつ罪の「わいせつな行為」	<u>性的な意味を有する行為（いたずらに性欲を興奮または刺激せしめ、かつ通常人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反する行為）</u>
住居侵入罪の保護法益	<u>住居にだれを立ち入らせるかの自由（住居権者のもつ住居の自由な支配・利用の利益）</u>
住居侵入罪の「住居」	<u>人（居住者以外の者）の起臥寝食に使用されている場所</u>
邸宅侵入罪の「邸宅」	<u>居住用の建造物で住居以外のもの（空き家、閉鎖中の別荘）</u>
建造物侵入罪の「建造物」	<u>住居や邸宅にあたらぬ建造物</u>
「人の看守する」	<u>邸宅等を事実上管理支配するための人的・物的設備を施すこと（事実上の管理支配）</u>
住居侵入罪の「侵入」	<u>住居権者（居住者・管理権者）の意思に反する立入り</u>
業務妨害罪の保護法益	<u>業務活動を行う自由</u>
業務妨害罪の「業務」	<u>社会生活上の地位に基づいて反復継続して行う事務</u>
業務妨害罪の「虚偽の風説を流布」	<u>真実に反する情報を不特定または多数の者に伝播すること</u>

偽計業務妨害罪の「偽計」	<u>人を欺罔し、あるいは人の錯誤または不知を利用すること</u>
威力業務妨害罪の「威力」	<u>人の意思を制圧するに足りる勢力を示すこと</u>
秘密の意義（秘密に対する罪）	<u>一定の主体に係る事実で、一般的には知られておらず、秘密の主体にそれを秘匿する意思があり、秘匿することによって利益が認められるもの</u>
名誉に対する罪の保護法益（名誉毀損罪、侮辱罪）	<u>社会的名誉（事実として存在している社会的（外部的）評価）</u>
「公然」（名誉に対する罪）	<u>不特定または多数人が認識しうる状態（伝播可能性説）</u>
「事実を摘示」の事実	<u>具体的に人の社会的評価を低下させるに足りる事実</u>
「毀損した」	<u>人の社会的評価を害するおそれのある状態を生じさせたこと（抽象的危険犯）</u>
230条の2の趣旨	<u>個人の名誉保護と表現の自由の保障の調和</u>
「公共の利害に関する事実」（230条の2）	<u>市民が民主的自治を行ううえで知る必要がある事実</u>
信用毀損罪の保護法益	<u>経済的な側面における人の社会的な評価</u>
財産犯の保護法益	<u>法秩序により保護された（違法な利益を除く）経済的利益（法律・経済財産説）</u>
窃盗・強盗・詐欺・恐喝罪の保護法益	<u>現実に財物を占有・所持している状態（事実としての財産状態である占有それ自体）</u>
占有の意義	<u>財物に対する事実的支配（占有の事実＋占有の意思）</u>

窃盗罪の「窃取」	<u>他人の占有する財物を、占有者の意思に反して、自己または第三者の占有に移転すること</u>
不法領得の意思の意義	<u>権利者を排除し他人の物を自己の所有物として、財物から生じる何らかの効用を享受する意思（その経済的用法に従いこれを利用・処分する意思）</u>
不動産侵奪罪の「侵奪」	<u>事実的な支配を移転させること</u>
親族相盗例（244条）の根拠	<u>法は家庭に入らずという思想に基づいた政策的な理由に基づく一身的処罰阻却事由／家庭内での財産侵害については期待可能性が低い点（責任減少説）</u>
強盗罪の「暴行」	<u>相手方の反抗を抑圧する程度の人の身体に対する不法な有形力の行使</u>
強盗罪の「脅迫」	<u>相手方の反抗を抑圧する程度の害悪の告知</u>
強盗罪の「強取」	<u>財物奪取意思になわれた暴行・脅迫により相手方の反抗を抑圧して財物の支配を移転させること（暴行・脅迫と財物奪取の間の因果関係・手段目的関係）</u>
事後強盗罪の立法趣旨	<u>所定の目的をもって行う窃盗後の暴行・脅迫は、財物奪取の手段としての暴行・脅迫と同視できることから、強盗に準ずるものとして重く処罰する点</u>
強盗致死傷罪の趣旨	<u>強盗の機会には死傷結果を伴うことが多いことから、被害者の生命・身体保護のため重い刑罰を規定したもの</u>
詐欺罪の財産的損害の意義	<u>取引目的ないし経済的・社会的目的の不達成（実質的損害説）</u>
詐欺罪の「欺く行為」	<u>財物の交付または財産上の利益の処分に向けて人を錯誤に陥らせることをいい、その内容は、その交付の判断の基礎となる重要な事項を偽ること</u>

詐欺罪の「交付」行為 (処分行為)	<u>相手方が錯誤に基づいて、財物の占有を移転させること</u>
電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報」	<u>電子計算機を使用する当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反するもの</u>
恐喝罪の「恐喝」	<u>財物または財産上の利益を交付させる手段として行われる暴行・脅迫であって、相手方の反抗を抑圧するに至らない程度のもの</u>
横領罪の保護法益	<u>他人の所有権および法的な保護に値するような委託関係・委託者の信頼</u>
横領罪の「占有」	<u>処分の濫用のおそれのある支配力（物に対する事実上または法律上支配力を有する状態）</u>
横領罪の「横領」	<u>不法領得の意思を発現する一切の行為（領得行為説）／委託の趣旨に反して権限を超えた行為をすること（越権行為説）</u>
横領罪の不法領得の意思	<u>他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに（その物の経済的用法に従って）所有者でなければできないような処分をする意思</u>
業務上横領罪の「業務」	<u>委託を受けて他人の物を占有・保管する事務を反復継続的にこなうこと</u>
占有離脱物横領罪の「占有を離れた他人の物」	<u>占有者の意思によらずにその占有を離れ、だれの占有にも属していないものおよび委託関係に基づかないで行為者が占有するに至ったもの</u>
背任罪の本質	<u>本人との信頼関係に違背して財産を侵害する点</u>

背任罪の「任務に背く行為」	<u>委託された事務の性質・内容、業務の実態などからみて、当然なすべきだと法的に期待されるような誠実な事務処理をしないこと</u>
背任罪の図利加害目的の意義	<u>本人のためにする目的（本人図利目的）の場合を不可罰にするもの</u>
横領罪と背任罪の区別	<u>自己の名義（権利義務の帰属先）または計算（経済的効果の帰属先）で行われた場合は横領罪、本人の名義かつ計算で行われた場合は背任罪</u>
盗品等に関する罪の保護法益	<u>財産犯の被害者が被害物に対して有する回復請求権（追求権）</u>
盗品等に関する罪の罪質	<u>追求権の実現を困難にし、本犯助長性を有する犯罪</u>
有償処分あっせん罪の「有償の処分のあっせん」	<u>盗品等の有償の処分を仲介すること（あっせん行為は有償・無償を問わず、あっせん時点で既遂）</u>
毀棄・隠匿の罪の「毀棄」・「損壊」・「傷害」の意義	<u>物の効用を害する一切の行為であり、隠匿を含む（効用侵害説）</u>
放火罪・失火罪の保護法益	<u>不特定または多数人の生命・身体・財産</u>
「放火」の意義	<u>物の燃焼をもたらすように火力を解放すること</u>
「焼損」の意義	<u>火が媒介物を離れ、目的物が独立して燃焼を継続できる状態（目的物の独立燃焼）</u>
現住建造物の意義	<u>人の起臥寝食の場所として日常使用される建造物</u>

建造物の一体性の判断基準	<u>物理的一体性（火の人への接近可能性）を考慮しつつ、機能的一体性（人の火への接近可能性）を加味して判断</u>
業務上失火罪の「業務」	<u>職務として火気の安全に配慮すべき社会生活上の地位</u>
文書の意義	<u>社会生活上様々な場面における証明手段となると共に、意思表示が固定化されることにより高い証明力がある点</u>
「文書」	<u>文字その他の可読的符号により、一定期間永続する状態で、ある物体の上に記された法的に重要な事実の表示（意思または観念の表示）</u>
文書偽造罪の保護法益	<u>文書に対する公共の信用（証拠としての信用性）</u>
有形偽造	<u>文書の成立の真正さを偽ること（無権限での文書作成・名義人の承諾なき文書作成）</u>
無形偽造	<u>虚偽内容の文書を作成すること</u>
「偽造」	<u>名義人と作成者の同一性を偽ること／権限なき他人名義の文書作成</u>
名義人	<u>文書の記載内容からみて作成者だとみられる者（当該文書から理解される意思や観念の表示主体）</u>
作成者	<u>文書として具体化された意思表示の効果等が帰属する者（規範的意思説）</u>
虚偽作成	<u>文書の作成権限を有する者が内容虚偽の文書を作成すること</u>
有印	<u>公務所または公務員の印章・署名があること</u>
「変造」	<u>既存の真正な文書の非本質的部分に変更を加えること</u>

「行使」	<u>偽造文書を真正な文書として、または、虚偽文書を内容真実な文書として使用すること</u>
「使用」	<u>人に文書の内容を認識させ、または、認識可能な状態におくこと</u>
「虚偽」「不実」	<u>申立て・記載の重要な点において真実に反すること</u>
「事実証明に関する文書」	<u>社会生活に交渉を有する事項を証明する文書</u>
公務執行妨害罪の保護法益	<u>国または地方公共団体の作用（公務の円滑な執行）</u>
公務執行妨害罪の「公務」	<u>すべての公務（権力的事務に限らない）</u>
公務執行妨害罪の「職務」	<u>ひろく公務員が取り扱う各種各様の事務すべてが含まれる</u>
公務の適法性の判断基準（書かれざる構成要件要素）	<u>①抽象的一般的権限があること、②具体的権限があること（法律上の要件具備）、③法律が定める重要な手続・方式を踏んでいること（要保護性）</u>
公務執行妨害罪の「職務を執行するに当たり」（職務執行の時間的範囲）	<u>職務行為およびそれと時間的な接着性・一体性がある場合（一体性は緩やかに判断）</u>
公務執行妨害罪の「暴行」	<u>公務員の職務執行を妨害するに足りる程度の公務員に向けられた物理力の行使であればよく、公務員の身体に直接向けられたものである必要はない</u>
逃走罪の保護法益	<u>国家の（適法な）拘禁作用</u>

犯人蔵匿罪および証拠隠滅等罪の保護法益	<u>国の刑事司法作用</u>
犯人蔵匿罪の「罪を犯した者」	<u>真犯人である必要はなく犯罪の嫌疑を受けて捜査または訴追されている者も含む</u>
犯人蔵匿罪の「蔵匿」	<u>場所を提供して匿うこと</u>
犯人隠避罪の「隠避」	<u>蔵匿以外の方法により、官憲による発見・身柄拘束を免れさせる一切の行為（身代わり犯人としての自首も含まれる）</u>
証拠隠滅等罪の「隠滅」	<u>証拠の顕出を妨げもしくはその効力を滅失・減少させる一切の行為</u>
証拠隠滅等罪の「偽造」	<u>実在しない証拠を実在するかのように作出すること（作成権限の有無は問題とならない）</u>
証拠隠滅等罪の「使用」	<u>偽造・変造の証拠を真正なものとして使用すること</u>
証人等威迫罪の保護法益	<u>第一次的に国の刑事作用の円滑な運用、副次的に個人の私生活の平穩</u>
偽証罪の保護法益	<u>国の審判作用の適正な運用</u>
偽証罪の「虚偽の陳述」	<u>証人の記憶に反する供述（主観説）</u>
虚偽告訴罪の保護法益	<u>第一次的に刑事司法作用および懲戒作用、副次的に虚偽告訴される個人の利益または自由</u>
虚偽告訴罪の「虚偽」	<u>客観的真実に反すること（偽証罪とは異なる）</u>
賄賂罪の保護法益	<u>公務員の職務の公正とそれに対する社会一般の信頼（信頼保護説）</u>

賄賂罪の「職務」	公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の <u>執務</u>
賄賂罪の「その職務に 関し」（職務関連性）	① <u>具体的職務権限に属する行為</u> 、② <u>一般的職務権限に属す る行為（将来の職務、過去の職務も含む）</u> 、③ <u>職務に密接に 関連する行為（準職務行為又は事実上所管する職務行為）</u> のすべてが当たる
賄賂罪の「賄賂」	職務に対する（対価関係のある）不正な報酬としての利益
「要求」	相手方が認識できる状態で賄賂の交付を求める意思を表 <u>示すること</u>
「約束」	将来賄賂を授受するという趣旨で収賄者と贈賄者が合意 <u>に達すること</u>
「收受」	賄賂を現実を取得すること（「供与」と対抗関係）
受託収賄罪の「請託」	公務員に対して一定の職務行為を行うことを依頼するこ <u>と</u>
受託収賄罪の趣旨（加 重処罰する理由）	請託を受けることによって賄賂と職務行為との対価関係 が明白になり、職務の公正に対する社会一般の信頼がより <u>強く侵害される点</u>
騒乱罪の保護法益	公共の静謐または平穩
騒乱罪の「多衆」	一地方における公共の平和、静謐を害するに足りる暴行・ <u>脅迫をなすに適当な多人数</u>
騒乱罪の「暴行」	人に対する有形力の行使のほか、物に対する有形力の行使 <u>も含む</u>
騒乱罪の「脅迫」	告知される害悪の内容を問わない
往来妨害罪の保護法 益	<u>交通の安全</u>

通貨偽造罪・有価証券偽造罪の保護法益	<u>通貨・有価証券の真正に対する公共の信用</u>
通貨偽造罪の「偽造」	<u>権限なく通貨に似た外観のものを作成すること</u>
偽造通貨行使罪の「行使」	<u>真正な通貨として流通に置くこと</u>
偽造通貨行使罪の「交付」	<u>偽造であることを告げて、または、すでに偽貨であることを知っている相手に渡すこと</u>
有価証券偽造罪の「有価証券」	<u>財産上の権利を表示した証券であって、権利の行使にその証券の占有を必要とするもの</u>
偽造有価証券偽行使罪の「行使」	<u>偽造等の有価証券を真正なまたは内容真実の有価証券として使用すること（偽造通貨行使罪と異なり流通に置くことは不要）</u>
支払用カード電磁的記録に関する罪の保護法益	<u>支払用カードを構成する電磁的記録の真正に対する社会的信頼</u>
不正指示電子的記録に関する罪の保護法益	<u>電子計算機プログラムに対する社会一般の者の信頼</u>
わいせつおよび重婚の罪の保護法益	<u>性秩序ないし健全な性風俗</u>
公然わいせつ罪の「わいせつ」	<u>いたずらに性欲を興奮または刺激させ、かつ、通常人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道德概念に反するもの（全体の全体的評価により判断）</u>
公然わいせつ罪の「公然」	<u>不特定または多数人が認識できる状態</u>

礼拝所・墳墓に関する 罪の保護法益	<u>国民の宗教的感情および死者に対する敬虔感情</u>
死体損壊等罪の「遺 棄」	<u>社会通念上是認されない態様で死体を放棄することであ り、作為のほか不作為も含む</u>
職権濫用罪の「職権」	<u>職権行使の相手方に対し法律上、事実上の負担ないし不利 益を生じせしめるに足りる特別の職務権限</u>

定義・趣旨

暴行罪の「暴行」	
殺人罪の保護法益	
傷害罪の保護法益	
「傷害」の意義	
207 条の趣旨	
業務上過失致死傷罪 の「業務」	
堕胎罪の保護法益	
「堕胎」の意義	
遺棄罪の保護法益	
単純遺棄罪の「遺棄」 (狭義の遺棄、移置)	
「保護する責任」の発 生根拠	
保護責任者遺棄罪の 「遺棄」(広義の遺棄、 移置+置き去り)	
「生存に必要な保護 をしなかった」(不保 護)の意義	
脅迫罪・強要罪の保護 法益	
脅迫罪の「脅迫」	

強要罪の「脅迫」	
逮捕・監禁罪の保護法益	
逮捕罪の「逮捕」	
監禁罪の「監禁」	
略取罪・誘拐罪の保護法益	
拐取の意義	
略取罪の「略取」	
誘拐罪の「誘拐」	
営利目的略取罪・誘拐罪の「営利の目的」	
わいせつ目的略取罪・誘拐罪の「わいせつの目的」	
強制わいせつ罪・強制性交罪の保護法益	
強制性交等罪・強制わいせつ罪の「暴行」	
強制わいせつ罪の「わいせつな行為」	
住居侵入罪の保護法益	
住居侵入罪の「住居」	

邸宅侵入罪の「邸宅」	
建造物侵入罪の「建造物」	
「人の看守する」	
住居侵入罪の「侵入」	
業務妨害罪の保護法益	
業務妨害罪の「業務」	
業務妨害罪の「虚偽の風説を流布」	
偽計業務妨害罪の「偽計」	
威力業務妨害罪の「威力」	
秘密の意義（秘密に対する罪）	
名誉に対する罪の保護法益（名誉毀損罪、侮辱罪）	
「公然」（名誉に対する罪）	
「事実を摘示」の事実	
「毀損した」	
230 条の 2 の趣旨	

「公共の利害に関する事実」(230条の2)	
信用毀損罪の保護法益	
財産犯の保護法益	
窃盗・強盗・詐欺・恐喝罪の保護法益	
占有の意義	
窃盗罪の「窃取」	
不法領得の意思の意義	
不動産侵奪罪の「侵奪」	
親族相盗例(244条)の根拠	
強盗罪の「暴行」	
強盗罪の「脅迫」	
強盗罪の「強取」	
事後強盗罪の立法趣旨	
強盗致死傷罪の趣旨	
詐欺罪の財産的損害の意義	
詐欺罪の「欺」く行為	

詐欺罪の「交付」行為 (処分行為)	
電子計算機使用詐欺 罪の「虚偽の情報」	
恐喝罪の「恐喝」	
横領罪の保護法益	
横領罪の「占有」	
横領罪の「横領」	
横領罪の不法領得の 意思	
業務上横領罪の「業 務」	
占有離脱物横領罪の 「占有を離れた他人 の物」	
背任罪の本質	
背任罪の「任務に背く 行為」	
背任罪の図利加害目 的の意義	
横領罪と背任罪の区 別	
盗品等に関する罪の 保護法益	

盗品等に関する罪の 罪質	
有償処分あっせん罪 の「有償の処分のあっ せん」	
毀棄・隠匿の罪の「毀 棄」・「損壊」・「傷害」 の意義	
放火罪・失火罪の保護 法益	
「放火」の意義	
「焼損」の意義	
現住建造物の意義	
建造物の一体性の判 断基準	
業務上失火罪の「業 務」	
文書の意義	
「文書」	
文書偽造罪の保護法 益	
有形偽造	
無形偽造	
「偽造」	

名義人	
作成者	
虚偽作成	
有印	
「変造」	
「行使」	
「使用」	
「虚偽」「不実」	
「事実証明に関する 文書」	
公務執行妨害罪の保 護法益	
公務執行妨害罪の「公 務」	
公務執行妨害罪の「職 務」	
公務の適法性の判断 基準(書かれざる構成 要件要素)	
公務執行妨害罪の「職 務を執行するに当た り」(職務執行の時間 的範囲)	
公務執行妨害罪の「暴 行」	

逃走罪の保護法益	
犯人蔵匿罪および証 拠隠滅等罪の保護法 益	
犯人蔵匿罪の「罪を犯 した者」	
犯人蔵匿罪の「蔵匿」	
犯人隠避罪の「隠避」	
証拠隠滅等罪の「隠 滅」	
証拠隠滅等罪の「偽 造」	
証拠隠滅等罪の「使 用」	
証人等威迫罪の保護 法益	
偽証罪の保護法益	
偽証罪の「虚偽の陳 述」	
虚偽告訴罪の保護法 益	
虚偽告訴罪の「虚偽」	
賄賂罪の保護法益	
賄賂罪の「職務」	

賄賂罪の「その職務に関し」（職務関連性）	
賄賂罪の「賄賂」	
「要求」	
「約束」	
「收受」	
受託収賄罪の「請託」	
受託収賄罪の趣旨（加重処罰する理由）	
騒乱罪の保護法益	
騒乱罪の「多衆」	
騒乱罪の「暴行」	
騒乱罪の「脅迫」	
往来妨害罪の保護法益	
通貨偽造罪・有価証券偽造罪の保護法益	
通貨偽造罪の「偽造」	
偽造通貨行使罪の「行使」	
偽造通貨行使罪の「交付」	
有価証券偽造罪の「有価証券」	

偽造有価証券偽行使 罪の「行使」	
支払用カード電磁的 記録に関する罪の保 護法益	
不正指示電子的記録 に関する罪の保護法 益	
わいせつおよび重婚 の罪の保護法益	
公然わいせつ罪の「わ いせつ」	
公然わいせつ罪の「公 然」	
礼拝所・墳墓に関する 罪の保護法益	
死体損壊等罪の「遺 棄」	
職権濫用罪の「職権」	

殺人罪の保護法益

傷害罪の保護法益

暴行罪の「暴行」

騒乱罪の「暴行」

公務執行妨害罪の「暴行」

強盗罪の「暴行」

強姦罪・強制わいせつ罪の「暴行」

「傷害」の意義

業務上過失致死傷罪の「業務」

遺棄罪の保護法益

人の身体 of 安全

人の生命

およそ不法な有形力の行使（最広義の暴行）

人に対する不法な有形力の行使（狭義の暴行）

人の反抗を抑圧する程度 of 人の身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

人に対する不法な有形力の行使（広義の暴行）

人の生理的機能に障害を加えること

相手方の反抗を著しく困難にする程度 of 人の身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

生命・身体 of 安全（判例・通説）

①社会生活上 of 地位に基づき②反復継続して行う行為であって、かつ、③他人 of 生命・身体などに危害を加えるおそれのあるもの

墮胎罪の保護法益

墮胎罪の「墮胎」

逮捕・監禁罪の保護法益

逮捕罪の「逮捕」

監禁罪の「監禁」

脅迫罪・強要罪の保護法益

脅迫罪の「脅迫」

強要罪の「脅迫」

脅迫罪の「暴行」

略取罪・誘拐罪の保護法益

①胎児を母体内で殺すこと、または②自然の分娩期に先立って人工的に胎児を母体から分離・排出すること

第一次的に胎児の生命・身体の安全、第二次的に母体の生命・身体の安全

人の身体を直接拘束して身体活動の自由を奪うこと

身体活動（移動）の自由

意思決定の自由

人の身体を間接的に拘束して身体活動の自由を奪うこと

一般人を畏怖させることができる程度の害悪の告知

一般人を畏怖させることができる程度の害悪の告知 →告知の内容だけでなく、相手方の性別、年齢、周囲の状況などをも考慮して判断

①被略取者等の自由に加え、②親権者等の監護権を含む

人に対する不法な有形力の行使（広義の暴行）

営利目的等略取罪・誘拐罪の「営利の目的」	営利目的等略取罪・誘拐罪の「わいせつの目的」
身の代金目的略取・誘拐罪の「憂慮する者」	強制わいせつ罪・強姦罪の保護法益
強制わいせつ罪の「暴行」	強制わいせつ罪の「わいせつな行為」
住居侵入罪の保護法益	住居侵入罪の「住居」
「人の看守する」	邸宅侵入罪の「邸宅」

姦淫その他被拐取者の性的自由を侵害する
目的

みずから財産上の利益を得、または第三者
に得させる目的

性的自由

被拐取者の安否を親身になって憂慮するの
が社会通念上当然とみられる特殊な関係に
ある者

被害者の性的羞恥心を害する行為で足りる

相手方の反抗を著しく困難にする程度の人
の身体に対する不法な有形力の行使（最狭
義の暴行）

人の起臥寝食に使用されている場所

住居にだれを立ち入らせるかの自由（住居
権説）

居住用の建造物で住居以外のもの（空き
家、閉鎖中の別荘）

邸宅等を事実上管理・支配するための人
的・物的設備を施すこと

建造物侵入罪の「建造物」

住居侵入罪の「侵入」

名誉毀損罪の保護法益

名誉毀損罪の「公然と」

「公共の利害に関する事実」 (230条の2)

侮辱罪の保護法益

信用毀損罪の保護法益

信用毀損罪の「虚偽の風説を流布」

信用毀損罪の「偽計を用い」る

業務妨害罪の保護法益

管理権者の意思に反する立入り（住居権説）

住居や邸宅にあたらな建造物（官公庁の庁舎、学校、工場、物置）

不特定または多数人が認識しうる状態

外部的名譽（判例・通説）

外部的名譽（通説）

市民が民主的自治を行ううえで知る必要がある事実

客観的眞実に反する事実を不特定または多数人に伝播させること

経済的な側面における人の社会的な評価

業務活動そのもの

人を欺罔・誘惑し、あるいは人の錯誤・不知を利用すること

業務妨害罪の「業務」

業務妨害罪の「虚偽の風説を流布」

偽計業務妨害罪の「偽計を用い」る

威力業務妨害罪の「威力を用い」る

窃盗・強盗・詐欺・恐喝罪の保護法益

窃盗罪の「窃取」

窃盗罪の「不法領得の意思」

強盗罪の「暴行」

強盗罪の「脅迫」

強盗罪の「強取」

客観的眞実に反する事実を不特定または多数人に伝播させること

社会生活上の地位に基づき継続して行う事務（単なる娯楽は含まれない）

人の意思を制圧するに足る勢力

人を欺罔・誘惑し、あるいは人の錯誤・不知を利用すること

他人の占有する財物を、その占有者の意思に反して自己または第三者の占有に移転すること → 他人の占有は窃盗罪と横領罪を区別する基準

事実としての財産状態である占有それ自体（占有説、判例・通説）

相手方の反抗を抑圧する程度の人々の身体に対する不法な有形力の行使（最狭義の暴行）

①権利者を排除して、他人の物を自己の所有物として、②その財物の経済的用法に従い利用・処分する意思が必要

暴行・脅迫により、被害者の反抗を抑圧して財物を奪取すること

相手方の反抗を抑圧する程度の害悪の告知（最狭義の脅迫）

詐欺罪の「処分行為」

恐喝罪の「恐喝」

横領罪の保護法益

横領罪の「横領」

横領罪の「不法領得の意思」

業務上横領罪の「業務」

占有離脱物横領罪の「占有を離れた他人の物」

背任罪の「背任行為の意義」

盗品等に関する罪の保護法益

有償処分あっせん罪の「有償の処分のあっせん」

①財物または財産上の利益を交付させる手段として行われる暴行・脅迫（広義の暴行・脅迫）であって、②相手方の反抗を抑圧するに至らない程度のもの

錯誤により瑕疵ある意思に基づいて財物または財産上の利益を終局的に相手方に移転させる行為 → 窃盗罪と詐欺罪を区別する基準

不法領得の意思を実現するいっさいの行為
（領得行為説）

所有権その他に本権

金銭その他の財物を委託を受けて保管することを内容とする職業もしくは職務

他人の者の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思

法的処分権限（代理権）の濫用（権限濫用説）/ 信任関係の違背（背信説）

占有者の意思に基づかずにその占有を離れたものであって、だれの占有にも属していないもの、および委託関係に基づかないで行為者の占有に帰属したもの

売買や質入れなどといった盗品等の処分を仲介すること

財産犯罪の被害者が被害財物に対して有する回復請求権（追求権）

器物損壊罪の「毀棄」

騒乱罪の保護法益

騒乱罪の「暴行」

騒乱罪の「脅迫」

放火罪・失火罪の保護法益

「現住建造物」

「焼損」の意義

業務上失火罪の「業務」

往来妨害罪の保護法益

文書偽造罪の保護法益

公共の静謐または平穩

物の効用を害する一切の行為（効用侵害説。隠匿も含まれることになる）

加害の対象を問わない（広義の脅迫）

人に対する有形力の行使のほか、物に対する有形力の行使も含む（最広義の暴行）

人の起臥寝食の場所として日常使用される
建造物

不特定または多数人の生命・身体・財産

職務として火気の安全に配慮すべき社会生
活上の地位

火が媒介物を離れて目的物に移り、目的物
が独立に燃焼を継続する状態（独立燃焼
説）

文書に対する公共の安全

公衆の交通の安全

「偽造」

名義人

作成者

虚偽作成

「文書」

有印

「変造」

「行使の目的」

「行使」

「使用」

当該文書から理解される意思や観念の表示
主体

名義人と作成者の人格の同一性を偽ること/
権限なく他人名義の文書を作成する行為

文書の作成権限を有する者が内容虚偽の文
書を作成すること

文書に意思や観念を表示した者または表示
させた者

公務所または公務員の印章・署名があるこ
と

文字その他の可視的・可読的符号により、
一定期間永続する状態で、ある物体の上に
意思または観念を表示したもの

偽造文書（または変造文書）を真正な文書
として使用する目的

権限なく既存の真正に成立した文書の非本
質的部分に改ざん・変更を加えること

人に文書の内容を認識させ、または、認識
可能な状態におくこと

偽造文書を真正な文書として、または虚偽
文書を内容真実な文書として、使用するこ
と

「事実証明に関する」

通貨偽造罪の保護法益

通貨偽造罪における「行使の目的」

偽造通貨行使罪の「行使」

偽造通貨行使罪の「交付」

有価証券偽造罪の保護法益

有価証券偽造罪の「有価証券」

有価証券偽造罪の「行使の目的」

支払用カード電磁的記録に関する罪の保護
法益

わいせつおよび重婚の罪の保護法益

通貨の真正に対する公共の信用

社会生活に交渉を有する事項を証明すること

偽貨を真正な通貨として流通におくこと

偽造通貨・変造通貨を真正なものとして流通におく目的

有価証券の真正に対する公共の信用

偽造であることを告げて、または、すでに偽貨であることを知っている相手に渡すこと

偽造等の有価証券を真正な、または内容真実の有価証券として使用すること（偽造通貨行使罪と異なり、流通におく目的は不要）

財産権を表章した証券であって、権利の行使または移転にその証券の占有を必要とするもの

健全な性的風俗・性道徳・性秩序

支払用カードを用いて行う支払システムに対する公共の信用

公然わいせつ罪の「公然」	死体損壊罪の保護法益
死体損壊罪の「遺棄」	公務執行妨害罪の保護法益
公務執行妨害罪の「公務」	公務執行妨害罪の「暴行」
公務執行妨害罪の「脅迫」	公務執行妨害罪の「職務」の範囲
公務執行妨害罪の「職務を執行するに『当たり』」	逃走罪の保護法益

国民の宗教的感情

わいせつ行為を不特定または多数人が認識
できる状態

公務の円滑な執行

風俗上埋葬と認められない方法で死体を放
棄すること。作為のほか不作為も含む。

公務員に向けられた不法な有形力の行使
(広義の暴行)

国または地方公共団体の事務

ひろく公務員が取り扱う各種各様の事務す
べてが含まれる

およそ人を畏怖させるに足る害悪の告知

国家の拘禁作用

具体的・個別的に特定された職務の執行を
開始してからこれを終了するまでの時間的
範囲、およびまさに当該職務の執行と時間
的に接着しこれと切り離し得ない一体的関
係にあるとみることができる範囲内の職務
行為にかぎって、保護の対象となる

犯人蔵匿・証拠隠滅罪の保護法益	犯人蔵匿罪の「蔵匿」
犯人隠避罪の「隠避」	偽証罪の保護法益
偽証罪の「虚偽」	虚偽告訴罪の保護法益
虚偽告訴罪の「虚偽」	賄賂罪の保護法益
賄賂罪の「賄賂」	賄賂罪の「その職務に関し」

場所を提供して匿うこと

国の刑事司法作用

国の審判作用の適正

蔵匿以外の方法により、官憲による発見・
身柄の拘束を免れさせるいっさいの行為
(身代わり犯人が自首する場合これにあたる)

第一次的に刑事司法作用・懲戒作用、副次的に個人の私生活の平穩

みずからの記憶に反すること（主観説）

職務の公正とこれに対する社会一般の信頼
(信頼保護説)

客観的真実に反すること（偽証罪とは異なる）

①具体的職務権限に属する行為、②一般的職務権限に属する行為、③職務に密接に関連する行為、のすべてがあたる

公務員の職務に対する対価としての不正な報酬

受託収賄罪の「請託」	受託収賄罪の趣旨（加重処罰する理由）

請託を受けることによって賄賂と職務行為との対価関係が明白になり、それゆえ、職務の公正に対する社会一般の信頼がより強く侵害されることになるから

公務員に対して一定の職務行為を行うことを依頼すること

一行問題

一般的な記載方法

まずは、「〇〇」について説明を求められていることから、〇〇とは何かということの説明から始める（定義）。次に、その根拠を指摘することにより、その制度が確かに存在するものであることを示す（根拠）。さらに、これがどのような趣旨・目的・機能を持つものを説明する（趣旨・目的・機能）。そして、その法的な効果が生ずるための要件について検討する（要件）。条文があれば条文を引用し、解釈に議論があるのであれば、問題となる文言を指摘した上で、なぜそれが問題となるのかを説明し、解釈論について論ずる。最後に効果を記載する（効果）。ここでも解釈が問題となるのであれば、要件の場合と同様の流れで説明する。

〇〇と△△の異同が問われている場合には、それぞれの定義・根拠を提示した上で、趣旨・目的・機能・要件・効果の共通点を簡単に指摘し、その後、〇〇と△△との相違点を説明することになる。

処分権主義

① 定義

処分権主義とは、

をいう。

② 根拠

その根拠は、

点にある（ ）。処分権主義も弁論主義も私的自治の現れであるが、処分権主義は私的自治が レベルで働くものであるのに対し、弁論主義は レベルで働くものである。

③ 趣旨・機能

処分権主義の機能として、①、②

、③がある。処分権主義は、原告にとっては、自己の意思で審判の対象を決定することが保障されることによって、それ以外の点については判決の拘束力を受けないことの保障（ ）を意味し、被告にとっては原告によって申立事項として提示された事項以外の点については、判決の拘束力を受けないことの保障（ ）を意味する。

④ 処分権主義の内容

第1に、訴訟の開始が当事者の意思に委ねられている。具体的には、審理は当事者の申立てによってのみ開始され（申立てなければ裁判なし）、上訴や再審も同様に当事者の申立てによってのみ開始される（281条ただし書、284条、313条）。

第2に、審判対象の特定（審判対象の限定設定）も当事者の意思に委ねられている。裁判は当事者の申立ての範囲でのみ行われ、申立てていない事項につき、また、申立て事項を越えて裁判をすることは許されない（246条）。

第3に、訴訟の終了についても、当事者の自由が認められている。当事者は、訴えの取下げ（261条）、訴訟上の和解（267条）や請求の認諾・放棄（266条、267条）等で判決によらず自らの意思で訴訟を終了させることができる。

⑤ 246条違反の効果

裁判所は、事項について、判決することができない（246条）。この申立てていない事項とは、申立てた事項の範囲を超えた場合も含む。したがって、原告が請求した以上の請求を裁判所を認めた場合、その判決は違法なものになる。これは、審理の方式に関しても同様であり、例えば、確認の訴えの提起について訴えの利益が認められない場合、訴えの変更が無いまま給付判決を下すことはできない。

本条違反により下された判決は、当然には無効にならず、控訴・上告によって取り消されうるにとどまる（312条3項）。ただし、控訴審で訴えの変更（143条）が行われ、申立てがない部分につき新たに申立てがなされれば、瑕疵は治癒される。

弁論主義

① 根拠

弁論主義とは、
をい
う。民事訴訟の対象は私法上の権利であり、当事者が任意に処分し得るものである。
そうすると、裁判による紛争処理においても、両当事者の自由に任せるべきである。
つまり、弁論主義は、実体法上の
であるといえる。

② 内容

まず、
(弁論主義第一テーゼ)。これは、当事者の側から見ると、ある事実が口頭弁論に現れない場合に、その事実を条件とする有利な効果が認められないという不利益として訴訟上で現れる。これを
と呼ぶ。また、弁論主義は裁判所と当事者の役割分担の概念である。したがって、いずれの当事者が主張した事実であっても、裁判所はこれを裁判の基礎とすることができる。これを
という。

次に、

(弁論主義第二テーゼ)。これは弁論主義が、自白の裁判所拘束力として現れるものである。

さらに、

(弁論主義第三テーゼ)。つまり、職権証拠調べの禁止として、弁論主義は現れることになる。ただし、裁判所は、いずれの当事者が提出した証拠によって事実を認定してもかまわない。これを
という。自由心証主義（証拠力の自由評価）から導かれる原則である。

③ 機能

第1に、争訟内容を
させることで、裁判所の中立を確保することができる。ひいては、
であるとの信頼確保につながることになる。第2に、
として、敗訴など一方当事者に不利益を負わせることを正当化させる根拠となる。第3に、真実発見にも資する。当事者は事件の真相の究明に勤勉であると思われるからである。第4に、
を営むことになる。口

頭弁論に提出されない訴訟資料は判決の基礎とならないからである。

④ 適用範圍

主要事実は、ものである、当事者の意思の尊重及び不意打ち防止の見地から弁論主義の対象とすべきである。一方で間接事実・補助事実は、点で証拠と同レベルにあるため、これらの事実にも弁論主義の適用があると、裁判官に不自然な判断を強いることになり、
に反する危険がある。

したがって、主要事実にのみ適用があると解すべきである。

自由心証主義

① 定義

自由心証主義（247 条）とは、

である。

証言の内容・生活関係の複雑・多様化の状況からして、機械的に事実を認定する主義では対応できない。それよりも、専門家として裁判官が自由に判断した方が、自由心証主義を期待できる。ここに自由心証主義が採用された理由がある。

② 内容

その内容は、（証拠方法の無制限）と（弁論の全趣旨のしんしゃく）からなる。

証拠方法の自由選択は、弁論の全趣旨を斟酌して、の資料・
状況が心証形成の材料たり得ることを指す。証拠方法の自由選択は、と
によって裁判官がに証拠力を判断してよいことを内容とする。

③ 限界

まず、証拠方法について、いくつか制限がある。明文で定められているものとしては、口頭弁論の方式についての証明（160条3項）や疎明事項（188条）といっ

たものがある。また、手形小切手訴訟の場合、証拠方法は書証に限定される（352条1項、367条2項）。明文のないものとしては、自白契約や、証拠制限契約の場合がある。さらに、違法収集証拠の問題もある。

次に、証拠力の評価への制限もある。まず、文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認められる場合、また、私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印がある場合、真正に成立したものと推定される（228条2項、4項）。また、証明妨害の制度（224条、229条4項等）も許容的認定に留まるが、一応自由心証主義の限界と位置付けることができる。

既判力

① 意義・根拠

既判力とは、をいう。

その発生根拠は、十分な手続保障によるとに求められる。すなわち、公権力的な紛争解決制度である民事訴訟においては、裁判所の終局的判断は可及的に安定していることが要請される一方で、処分権主義・弁論主義を採用する訴訟構造の下においては、当事者の権能と責任が表裏一体として認められることから、十分な手続保障があるといえ、当事者が既判力に拘束されることを正当化できるのである。

② 既判力の作用

後訴の訴訟物が前訴の訴訟物とである場合、前訴の訴訟物が後訴の訴訟物となる場合、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物とがとなる場合の3つの場合がある。

③ 範囲

A) 客観的範囲

(ア) 時的範囲

当事者は基準時における権利関係に関する前訴裁判所の判断に矛盾する主張は

できない。ここで、基準時とは、時を指す。当事者はその時点まで裁判資料の提出ができるし、裁判所もそれを基に心証を形成するからである。
そのため、基準時以前に既に存在していた事由（基準時における権利関係に関する前訴裁判所の判断に矛盾するもの）を後訴で提出して争うことはできないのが原則である。かかる主張は、基準時における判決による判断に矛盾する以上、既判力によって遮断されるからである。

これに対して、基準事後に成立した事由は、後訴に提出できるのが原則である。基準時における権利関係の存否に関する判断に矛盾しないからである。

(イ) 物的限界

既判力は、「判決主文に包含されるもの」（114条1項）に限り発生する。そして、「判決主文に包含されるもの」とは、訴訟物の範囲を意味するから、

についての判断にのみことになる。一方で、
の判断には生じないのが原則である。

このように、既判力が発生する範囲を限定するのは、次のような理由による。まず、紛争解決という観点からすれば、主文の記載に既判力を認めれば足りる。また、

を図るには、裁判所は実体法の論理的順序、当事者の順序の指定にこだわらず、容易なものから審理すれば足りるとした方が良い。加えて、当事者の意図を超え不意打ちの結果を招くことがなくなるから、に
も資するのである。

これらの例外として、には既判力が生じる（114条2項）。その理由は次のようなものである。まず、相殺の抗弁に既判力が生じることにしないと、請求についての紛争が反対債権の存否に移し替えられることにより、判決による解決が実効性を失うおそれがある。また、相殺の抗弁を審理する場合には、自働債権の存否を実質的に審理しているから、十分な手続保障がある。

B) 主観的範囲

既判力は、原則として両当事者にのみ及ぶ（115条1項1号）。

もっとも、115条1項2号から4号の各号に該当すれば、既判力が及ぶことにな

る。115条1項2号が既判力の効力を拡張する趣旨は、
点にある。同3号は、趣
旨であり、同4号の趣旨は、点にある。
さらに、個別法により既判力が拡張される場合があり、民執157条3項や人訴
24条1項、会838条などがある。

民事訴訟における信義則（2条）

信義則の発現態様は、
、
、
の4類型に分類できる。
訴訟状態の不当形成の排除とは、当事者の一方が不当な目的のためにわざと、訴
訟法規の要件にあたる状態を に作出して法規の な適用をはかり、あるいは
そのような状態の発生を に妨害して法規の適用を に回避する場合をいう。
禁反言（矛盾挙動の禁止）とは、①当事者が訴訟上または訴訟外で一定の態度を
とり、後にこれと する行為をし（行為矛盾）、②相手方が先行の態度を し、
これに基づいてすでに自己の法的地位を決定し（相手方の信頼）、③矛盾した後行
行為の効力をそのまま認めたのでは、先行行為を信頼した を不当に害
する結果となる（相手方の不利益）場合をいう。
訴訟上の権能の失効とは、 が行使されずに放置されたため、行使さ
れないであろうとの が相手方に生じ、相手方がそれに基づいて行動して
いる場合をいう。禁反言とは異なり、不作為の結果として生じた に対する相手
方の を目的とするものである。そのため、失効を認めるには、それ以前
の段階で権利行使をなすべき が必要である。
訴訟上の権能の濫用とは、訴訟上の権能について、それを認めた に反す
る権利行使の場合をいう。

定義・趣旨

管轄	各裁判所間の 定め
訴訟係属	状態
除斥	がある場合に、裁判官が法律上職務を執行できなくなること（23条1項）
忌避	法定の除斥原因（23条1項）以外の事由により、 がある場合に、当事者の申立てに基づき、裁判によって裁判官を職務執行から排除すること
回避	裁判官が、除斥原因（23条1項）や忌避原因（24条1項）があると自ら判断する場合に、 に職務執行を避けること（規12条）
除斥・忌避・回避の制度趣旨	を保障し、 を確保すること
26条ただし書の趣旨	迅速な裁判が要求される限度で公正な裁判の要請を後退させ、 を図る点
送達	当事者その他の利害関係人に対し、訴訟上の書類を により送り届けること
訴え	
判決（終局判決）	判決
本案判決	訴えによって定立された について判断する判決

中間判決（245 条）	訴訟の進行過程において、当事者間で となった訴訟法 上・実体法上の事項につき、 判断を示して終 局判決を容易にし、その準備するための判決
中間確認の訴え （145 条）	訴訟係属中に、当該請求の当否の判断の につき、原告又は被告が追加的に提起 する 訴訟
給付の訴え	原告が被告に対して主張する について、 判決を裁判所に対して求める申立て
確認の訴え	原告が被告に対して主張する について、 判決を裁判所に求める申立て
形成の訴え	原告が被告に対して主張する を宣言する 判決を裁 判所に対して求める申立て
訴訟物（広義）	
訴訟物の識別基準	（旧訴訟物理論）
形式的形成訴訟	
当事者	
双方審尋主義	当事者双方に を平等に与えなければ ならないこと
二当事者対立の原則	民事訴訟では特定の当事者間の争訟処理を行うことから、 が不可欠であるという原則

任意的当事者変更	当事者の請求について、 又は 場合に、従前の当事者に代えてもしくは は加えて第三者を当事者として加入させること
表示の訂正	訴え又は訴えられることにより判決の名宛人となった者、 すなわち当事者が ことを前提に単に表示を訂 正するもの
当事者能力	
29条の趣旨	法人格のない団体であっても、現実社会生活上活動して いる以上、紛争に関係することがあり、その場合には、端 的にこうした団体に当事者能力を認めることが、相手方に とってもまた団体の側にとっても便宜である点
訴訟能力	
訴訟上の代理人	訴訟行為をなし又は受ける者
法定代理人	その地位が に基づかない訴訟上の代理人
実体法上の法定 代理人	に基づき、 法定代 理人とされる者
訴訟法上の特別 代理人	に基づき 選任する法定代理人
訴訟代理人	に基づき訴訟追行のための を与 えられた訴訟上の代理人
訴訟委任に基づく 訴訟代理人	特定の事件ごとに委任を受けて、訴訟追行のための包括的 な代理権を付与された者

弁護士代理の原則(54条1項本文)の趣旨	劣悪な代理人によって とともに、 (円滑・迅速な訴訟 追行)点
法令上の訴訟代理人	一定の地位についた者に対して訴訟代理権を与え ると定めているときに、その地位につくことによって に訴訟代理人になる者
当事者適格	
当事者適格の一般的 基準	訴訟の結果に切実な と をもち、当事者として を図る必要があるかどうか
第三者の訴訟担当	以外の者に当事者適格が認められ、判 決効が にも及ぶ場合
法定訴訟担当	の意思にかかわらず、 によって当然に第三者が訴訟追行権を持つ場合
任意的訴訟担当	
選定当事者(30条)	多数の者が、その中から全員のために となるべき者を し(訴訟追行権の授与)、その者 に をさせることを認める制度
訴えの利益	(実効性のない訴えの排除)
法律上の争訟	当事者間の に関 する紛争であって、それが であること

確認の利益の一般的基準	原告の有する権利や法律上の地位に が存在し、そうした危険や不安を除去するために確認判決を得ることが かつ であること
訴訟要件	(を続行して) をするための要件
訴訟要件の概念が必要となる趣旨	すべての訴えが訴訟による解決に適するものではないため、裁判制度の合理的・能率的運営のために本案判決を下すに値しない訴えをあらかじめ排除する点
職権調査事項	裁判所が でその存否を調査すべき事項
抗弁事項	裁判所が を受けて調査を開始できる事項
重複訴訟の禁止	
重複訴訟の禁止の趣旨	の防止（訴訟経済の要請によるもの）、 の回避（私法秩序の維持・訴訟手続安定の要請によるもの）、 の回避（被告の権利保護の要請によるもの）
職権進行主義	審理の進行及び整理が裁判所の主導の下で行われる原則
職権進行主義を原則とする趣旨	迅速かつ適切な進行が要求される訴訟手続きにおいては、利害の対立する当事者よりも、公平な立場にある裁判所が行う方がふさわしい点
処分権主義	
弁論主義	
職権探知主義	

弁論主義の第一原則	
弁論主義の第二原則	
弁論主義の第三原則	
主張共通の原則	
主張責任	
主要事実	事実
間接事実	事実
補助事実	事実
否認	を争うこと
理由付否認（積極否認）	相手の主張する事実と全面的または部分的にしない 事実を主張して否認すること
抗弁	
事実抗弁	相手方の権利の発生を妨げあるいは消滅をもたらす規定 の要件に該当する事実を主張すれば足り、その規定の適用 結果である までは必ずしも必要ないもの

権利抗弁	相手の権利の行使を妨げあるいは消滅させる権利の発生要件に該当する事実の主張のみならず、 の主張も必要なもの
釈明権（149条）	事件の内容をなす事実関係や法律関係を明らかにするために、当事者に対して や の事項について 裁判所の権能
釈明義務	裁判所が釈明権を有するとともに 義務
積極的釈明	当事者が をしていない場合、これを示唆・指摘する釈明
消極的釈明	当事者が必要な申立や主張をしているものの、それらに ときにこれを問いたす釈明
法的観点指摘義務	裁判所が当事者に を指摘し、当事者にそれについての を保障し審理を充実させなければならない責務
証拠方法	裁判官が判決の基礎資料を得るために、直接に五官の作用によって取り調べのできる
証拠資料	から得られた
証拠原因	証拠資料のうち、 について裁判官の心証形成を可能にした根拠
証拠力（証拠価値）	証拠調べによって得られた証拠資料が、要証事実の認定に役立つ程度
証明（その程度）	要証事実の存否の判断について、裁判官に 状態（要証事実が存在することの を超えるものでなければならず、 程度）

厳格な証明	民事訴訟法に規定された法定の手続き（180 条以下）に基づいて行われる証明
自由な証明	法定の手続によらず行われる証明
疎明（その程度）	裁判官が要証事実の存在につき との認識 をもった状態（ ）
顕著な事実	証拠による証明なしに として利用したとしても、当事者や一般人が疑念を抱かないような事実
裁判上の自白	
裁判上の自白の効力	（179 条）、（当事者は自白が成立した事実を撤回することができなくなる、禁反言の原則）、 （裁判所は自白事実を判決の基礎としなければならない、弁論主義第二テーゼ）
権利自白	
訴訟資料	から得られた裁判資料（主張資料）
証拠資料	から得られた
攻撃方法	を基礎づける一切の裁判資料
防御方法	を基礎づける一切の裁判資料
職業の秘密	その秘密が公開されると、以後の が困難になるもの
文書	作成者の意思や認識を文字その他の記号により表現したもの
処分証書	証明しようとする が記載されている文書
報告証書	以外で経験を記載したり意見を述べた文書

文書の真正	文章の記載内容が、挙証者が作成者であると主張する者の に基づいて作成されたこと
形式的証拠力	文章の真正な成立を前提とし、それが真に していること
自由心証主義	
自由心証主義の趣旨	を可能とし、真実発見に資する点
公開主義（憲 82 条）	訴訟の審理過程及び裁判を 状態で 行うべきこと
口頭主義（87 条 1 項 本文）	弁論と証拠調べは で行われなければならない、 で陳述されたものだけが訴訟資料となるという原則
必要的口頭弁論の 原則	判決をするには必ず を開かなければならず、 に顕出した資料のみが裁判の基礎となること
直接主義(249 条 1 項)	弁論の聴取や証拠調べを、判決をする 自らが 行う原則
証拠共通の原則	当事者の一方が提出した証拠は、その者に有利な事実の認定に用いるほか、相手方が証拠調べの結果を しなくても、当然に、相手方にとって有利な事実の認定に用いてよいという原則
弁論の全趣旨	
証明責任	ある事実が真偽不明であることにより、 が認められないことによる

法律要件分類説	一定の法律効果を主張する者は、その効果の発生を基礎づける適用法条の要件事実につき証明責任を負うという考え方
法律上の事実推定	から を推定するもの
法律上の権利推定	から を推定するもの
暫定真実	を要せずに、 を推定するもの
事実上の推定	を利用して から を推認するもの
法定証拠法則	を法定するもの
証明度（確信）	裁判官の心証の程度が、いかなるレベルに達した場合に事実認定をすべきかの
本証	当事者の提出する証拠 又は立証活動
反証	相手方の提出する証拠又は立証活動
間接反証	ある主要事実について証明責任を負う者がこれを推認させるに十分な間接事実を一応証明した場合に、相手方がその間接事実とは の、しかもこれと 間接事実を の程度に立証することによって主要事実の推認を妨げる立証活動
訴えの取下げ	旨の裁判所に対する の意思表示
訴訟契約（訴訟上の合意）	当事者あるいは当事者となるべき者がする、特定の訴訟につき影響を及ぼす一定の効果の発生を目的とする合意

262 条 2 項の趣旨	終局判決後に訴えを取り下げて裁判を無駄にさせたこと に対し制裁を課すことにより、 を防止する点
既判力	
執行力（狭義）	給付判決に掲げられた を民事執行法に基づいて 実現する効力
形成力	形成判決が確定した場合に、 効力
既判力の消極的作用	
既判力の積極的作用	
既判力の双面性	既判力の及ぶ当事者相互間で一方の にも にも働 くという既判力の性質のこと
既判力の正当化根拠	（紛争の蒸し返し防止）と
（既判力の）遮断効	当事者は に提出することができた事実や主張を 持ち出して確定された権利関係を争うことが許されず、裁 判所もそのような事由が提出されてもそれを審理せずに 排除しなければならないという効力（既判力の 的作用 の現れ）

争点効	前訴で当事者が として争い、かつ、裁判所がこれを審理して下したその についての判断に生じる で、同一の を とした異別の後訴請求の審理において、その判断に反する を許さず、 これと を禁止する効力
既判力の相対性	確定判決の既判力は、 間でのみ拘束力を有すること（115条1項1号）
115条1項2号の趣旨	のためには、利益帰属主体にも判決効を及ぼす必要があり（必要性）、訴訟担当者の訴訟追行により、 （利益主張の代行）がある点（許容性）
115条1項3号の趣旨	前訴で確定された の必要があり（必要性）、 から、承継人は を甘受させられてもやむを得ないと考えられる点（許容性）
115条1項4号の趣旨	紛争解決の実効性を確保する必要があり（必要性）、所持者は、 を有しない以上、手続保障を与える必要がない点（許容性）
反射効	当事者間に存する既判力の拘束が、その当事者と について、 を及ぼす効力
訴訟上の和解	に が関与して当事者間で和解を締結させることによって を終結させる行為
請求の放棄	が に理由が無いことを認める旨の裁判所に対する意思表示

請求の認諾	が に理由があることを認める旨の裁判所 に対する意思表示
(判決の) 自己拘束力	判決が成立すると、確定をまたず、 はも はや判決の撤回や変更をすることができなくなる効力
(裁判の) 覇束力	判決に限らず裁判一般における判断内容が、種々の手続的 要請から、 において、他の裁判所を拘束する効 力
単純併合	複数の請求を並列的に併合し、その全て につき判決を求める併合形態
選択的併合	数個の請求のいずれかが に他 の請求につき審判を求める併合形態
予備的併合	数個の請求について順位を つけ、主位的請求につき に、他 の予備的請求につき審判を求める併合形態
反訴 (146 条)	を利用して被告が原告に対して提起す る
通常共同訴訟 (38 条)	数個の請求につき 便宜上共同訴訟とすることが認められる場合
共同訴訟人独立の 原則	各共同訴訟人は他の共同訴訟人に制約されることなくそ れぞれ 相手方に対する訴訟を進行する建前 (39 条)
(共同訴訟人間にお ける) 主張共通の原則	1 人の共同訴訟人がある主張をし、他の共同訴訟人がこれ と抵触する行為を積極的にしていない場合には、その主張 が他の共同訴訟人に なものである限り、 とするもの

(共同訴訟人間における)証拠共通の原則	共同訴訟人の1人が提出した証拠またはこれに対して提出された証拠は、他の共同訴訟人については、とくにその がなくても、事実確定の資料とすることができるとする考え方
同時審判申出共同訴訟 (41 条)	複数の被告に対する訴訟につき、 ときは、弁論および裁判を で 行うという共同訴訟の審理方式の形態
41 条の趣旨	原告の共同被告に対する 請求につき、裁判所の 判断が別々となって 結果となることの防 止、 の回避、控訴審での裁判 の の防止
主観的予備的併合	主位原告の又は主位被告に対する請求の認容を として、予備的に予備的原告の又は予備的被告に対する請求の審判を求める訴え
必要的共同訴訟	共同訴訟人間で が要請される共同訴訟形態
固有必要的共同訴訟	を要する共同訴訟形態であって、 が当事者とならなければ が認められないもの (40 条)
類似必要的共同訴訟	を要する共同訴訟形態であるが、 が当事者とならなくても が認められるもの
訴えの主観的追加的併合	に、第三者が自ら当事者として既存の当事者 に対し、あるいは既存の当事者から第三者に対し、請求の 併合審判を求めること

補助参加（42 条）	他人間の訴訟の結果について 有する第三者が、 当事者の一方を勝訴させることによって を守 るために当該訴訟に参加すること
参加的効力 （46 条柱書）	被参加人が敗訴した後、被参加人と補助参加人との間で訴 訟となった場合、 に ついて補助参加人はもはや争えないとする効力
46 条の趣旨	訴訟の結果についての （公平・禁反言に 基づく敗訴責任の分担）
共同訴訟的補助参加	訴訟物につき を欠くが、 の要件を充足 し、さらに が第三者である参加人に及ぶ場合 に、その第三者に通常の補助参加人よりもより強固な訴訟 上の地位・権限を与えるべく認められた参加形態
訴訟告知（53 条）	訴訟の係属中、当事者から に訴訟係属の事実を法定の方式によって通知す ること
独立当事者参加 （47 条）	第三者が として、訴訟の原告及び被告の双方 又は一方に対し、 を立てて訴えを提起し、原告 の請求と で、 にかつ 判決を求め る訴訟形態
共同訴訟参加（52 条）	他人間の訴訟について を有し、 を 受ける者が当該訴訟に として参加すること
訴訟承継	訴訟係属中に が当事者から第三者に移 転したことに基づいて、新主体となった第三者が と なって、訴訟を続行する場合
当然承継	当事者の死亡など一定の が生じれば、 に当事 者の変更（訴訟承継）が行われる場合

参加承継・引受承継	係争物の譲渡など、 が生じてても、譲受人など承継人たるべき者が訴訟への参加を申し出るか、あるいはその者が訴訟を引き受けるよう相手方申し立てるのでなければ、当事者の変更（訴訟承継）が行われない場合
訴訟状態承認義務	承継人は、前主の訴訟追行に基づいて形成された を全面的に引き継ぎ、弁論および証拠調べの結果を含めて、前主の自白に反する主張、時機に後れた攻撃防御方法など 行為はできないとするもの
上訴	上級裁判所に対して の裁判の取消しまたは変更を求める不服申立て
上訴不可分の原則	1 つの判決に対して上訴が提起されると、相手方に附帯上訴の機会を与えるために相手方敗訴の部分も含めて、 の確定が遮断され、判決された が上訴審に移審すること
不利益変更禁止の原則	控訴人は、附帯控訴がない限り、 の限度を超えて自己に に第 1 審判決を変更されることがないこと
利益変更禁止の原則	控訴裁判所は、 の範囲を超えて、控訴人に に第 1 審判決の取消しまたは変更をすることはできないこと
続審主義	控訴裁判所は、第一審で提出された資料と、控訴審で提出された資料を基礎として、不服申立ての限度で独自に事実認定を行い、これに法を適用して事件の審理をやりなおし、その結果と第一審判決とを比較する形で、不服の当否を審理する建前

再審（338 条以下）	裁判の基礎となった手続きや資料に がある場 合に、 裁判の取消し又は変更を求める不服申立て
再審の補充性（338 条 1 項）	当事者が控訴若しくは上告により と き、又は ときには、再審 の訴えは許されないこと
338 条 1 項ただし書の趣旨	上訴が であつたにもかかわらずそれをしなかつた者 について再審の訴えによる不服申立てを否定するもの (再審の乱訴の防止、相手方当事者の地位保障)
「相当のわきまえ」 (106 条 1 項)	送達 of 趣旨を理解して交付を受けた書類を受送達者に交 付することを期待することができる程度の能力
338 条 1 項 3 号の趣旨	訴訟に關与する機会がなかつた者に を与 えるもの
97 条の趣旨	と の調和

一行問題

一般的な記載方法

まずは、「〇〇」について説明を求められていることから、〇〇とは何かということの説明から始める（定義）。次に、その根拠を指摘することにより、その制度が確かに存在するものであることを示す（根拠）。さらに、これがどのような趣旨・目的・機能を持つものかを説明する（趣旨・目的・機能）。そして、その法的な効果が生ずるための要件について検討する（要件）。条文があれば条文を引用し、解釈に議論があるのであれば、問題となる文言を指摘した上で、なぜそれが問題となるのかを説明し、解釈論について論ずる。最後に効果を記載する（効果）。ここでも解釈が問題となるのであれば、要件の場合と同様の流れで説明する。

〇〇と△△の異同が問われている場合には、それぞれの定義・根拠を提示した上で、趣旨・目的・機能・要件・効果の共通点を簡単に指摘し、その後、〇〇と△△との相違点を説明することになる。

処分権主義

① 定義

処分権主義とは、訴訟の開始、審判対象・範囲、及び訴訟の終了について、当事者に自由な処分権限を認める建前をいう。

② 根拠

その根拠は、訴訟物である権利・法律関係は私法の適用を受けるものである結果、私法の領域で妥当する私的自治の原則が民事訴訟法においても妥当すると考えられる点にある（私的自治の訴訟法的反映）。処分権主義も弁論主義も私的自治の現れであるが、処分権主義は私的自治が請求の趣旨レベルで働くものであるのに対し、弁論主義は請求原因事実・抗弁のレベルで働くものである。

③ 趣旨・機能

処分権主義の機能として、①紛争処理方式の選択の保障、②争訟対象の自主的形成、③不意打ち防止（手続保障）がある。処分権主義は、原告にとっては、自己の意思で審判の対象を決定することが保障されることによって、それ以外の点については判決の拘束力を受けないことの保障（原告の合理的意思の尊重）を意味し、被告にとっては原告によって申立事項として提示された事項以外の点については、判決の拘束力を受けないことの保障（不意打ち防止）を意味する。

④ 処分権主義の内容

第1に、訴訟の開始が当事者の意思に委ねられている。具体的には、審理は当事者の申立てによってのみ開始され（申立てなければ裁判なし）、上訴や再審も同様に当事者の申立てによってのみ開始される（281条ただし書、284条、313条）。

第2に、審判対象の特定（審判対象の限定設定）も当事者の意思に委ねられている。裁判は当事者の申立ての範囲でのみ行われ、申立てていない事項につき、また、申立て事項を越えて裁判をすることは許されない（246条）。

第3に、訴訟の終了についても、当事者の自由が認められている。当事者は、訴えの取下げ（261条）、訴訟上の和解（267条）や請求の認諾・放棄（266条、267条）等で判決によらず自らの意思で訴訟を終了させることができる。

⑤ 246条違反の効果

裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決することができない（246条）。この申し立てていない事項とは、申立てた事項の範囲を超えた場合も含む。したがって、原告が訴求した以上の請求を裁判所を認めた場合、その判決は違法なものになる。これは、審理の方式に関しても同様であり、例えば、確認の訴えの提起について訴えの利益が認められない場合、訴えの変更が無いまま給付判決を下すことはできない。

本条違反により下された判決は、当然には無効にならず、控訴・上告によって取り消されうるにとどまる（312条3項）。ただし、控訴審で訴えの変更（143条）が行われ、申立てがない部分につき新たに申立てがなされれば、瑕疵は治癒される。

弁論主義

① 根拠

弁論主義とは、訴訟資料の収集提出を当事者の権能と責任とする建前をいう。民事訴訟の対象は私法上の権利であり、当事者が任意に処分し得るものである。そうすると、裁判による紛争処理においても、両当事者の自由に任せるべきである。つまり、弁論主義は、実体法上の私的自治の訴訟法的反映であるといえる。

② 内容

まず、裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならない（弁論主義第一テーゼ）。これは、当事者の側から見ると、ある事実が口頭弁論に現れない場合に、その事実を条件とする有利な効果が認められないという不利益として訴訟上で現れる。これを主張責任と呼ぶ。また、弁論主義は裁判所と当事者の役割分担の概念である。したがって、いずれの当事者が主張した事実であっても、裁判所はこれを裁判の基礎とすることができる。これを主張共通の原則という。

次に、裁判所は、当事者に争いのない事実、そのまま判決の基礎としなければならない（弁論主義第二テーゼ）。これは弁論主義が、自白の裁判所拘束力として現れるものである。

さらに、裁判所は、当事者に争いのある事実を認定する際には、当事者の申し出た証拠によらなければならない（弁論主義第三テーゼ）。つまり、職権証拠調べの禁止として、弁論主義は現れることになる。ただし、裁判所は、いずれの当事者が提出した証拠によって事実を認定してもかまわない。これを証拠共通の原則という。自由心証主義（証拠力の自由評価）から導かれる原則である。

③ 機能

第1に、争訟内容を自主的形成させることで、裁判所の中立を確保することができる。ひいては、公正な裁判であるとの信頼確保につながることになる。第2に、自己責任として、敗訴など一方当事者に不利益を負わせることを正当化させる根拠となる。第3に、真実発見にも資する。当事者は事件の真相の究明に勤勉であると思われるからである。第4に、不意打ち防止・手続保障機能を営むことになる。口

口頭弁論に提出されない訴訟資料は判決の基礎とならないからである。

④ 適用範囲

主要事実は訴訟の勝敗に直結するものであり、当事者の意思の尊重及び不意打ち防止の見地から弁論主義の対象とすべきである。一方で間接事実・補助事実は主要事実の存否を推認する資料となる点で証拠と同レベルにあるため、これらの事実にも弁論主義の適用があると、裁判官に不自然な判断を強いることになり、自由心証主義（247条）に反する危険がある。

したがって、主要事実にのみ適用があると解すべきである。

自由心証主義

① 定義

自由心証主義（247条）とは、裁判における事実の認定を、審理に現れたすべての資料・状況に基づいて裁判官が自由に形成する心証にゆだねる建前である。

証言の内容・生活関係の複雑・多様化の状況からして、機械的に事実を認定する法定証拠主義では対応できない。それよりも、専門家として裁判官が自由に判断した方が適切な事実認定を期待できる。ここに自由心証主義が採用された理由がある。

② 内容

その内容は、証拠方法の自由選択（証拠方法の無制限）と証拠力の自由評価（弁論の全趣旨のしんしゃく）からなる。

証拠方法の自由選択は、弁論の全趣旨を斟酌して、口頭弁論に現れた一切の資料・状況が心証形成の材料たり得ることを指す。証拠方法の自由選択は、論理法則と経験則によって裁判官が自由に証拠力を判断してよいことを内容とする。

③ 限界

まず、証拠方法について、いくつか制限がある。明文で定められているものとしては、口頭弁論の方式についての証明（160条3項）や疎明事項（188条）といっ

たものがある。また、手形小切手訴訟の場合、証拠方法は書証に限定される（352条1項、367条2項）。明文のないものとしては、自白契約や、証拠制限契約の場合がある。さらに、違法収集証拠の問題もある。

次に、証拠力の評価への制限もある。まず、文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認められる場合、また、私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印がある場合、真正に成立したものと推定される（228条2項、4項）。また、証明妨害の制度（224条、229条4項等）も許容的認定に留まるが、一応自由心証主義の限界と位置付けることができる。

既判力

① 意義・根拠

既判力とは、確定判決における判断内容が後訴に及ぼす拘束力をいう。

その発生根拠は、十分な手続保障による自己責任と紛争の統一的・一回的解決に求められる。すなわち、公権力的な紛争解決制度である民事訴訟においては、裁判所の終局的判断は可及的に安定していることが要請される一方で、処分権主義・弁論主義を採用する訴訟構造の下においては、当事者の権能と責任が表裏一体として認められることから、十分な手続保障があるといえ、当事者が既判力に拘束されることを正当化できるのである。

② 既判力の作用

後訴の訴訟物が前訴の訴訟物と同一である場合、前訴の訴訟物が後訴の訴訟物の先決関係となる場合、前訴の訴訟物と後訴の訴訟物が矛盾関係となる場合の3つの場合がある。

③ 範囲

A) 客観的範囲

(ア) 時的範囲

当事者は基準時における権利関係に関する前訴裁判所の判断に矛盾する主張は

できない。ここで、基準時とは、事実審の口頭弁論終結時を指す。当事者はその時点まで裁判資料の提出ができるし、裁判所もそれを基に心証を形成するからである。そのため、基準時以前に既に存在していた事由（基準時における権利関係に関する前訴裁判所の判断に矛盾するもの）を後訴で提出して争うことはできないのが原則である。かかる主張は、基準時における判決による判断に矛盾する以上、既判力によって遮断されるからである。

これに対して、基準事後に成立した事由は、後訴に提出できるのが原則である。基準時における権利関係の存否に関する判断に矛盾しないからである。

(イ) 物的限界

既判力は、「判決主文に包含されるもの」（114条1項）に限り発生する。そして、「判決主文に包含されるもの」とは、訴訟物の範囲を意味するから、訴訟物たる権利・法律関係の存否についての判断にのみ既判力が生じることになる。一方で、判決理由中の判断には生じないのが原則である。

このように、既判力が発生する範囲を限定するのは、次のような理由による。まず、紛争解決という観点からすれば、主文の記載に既判力を認めれば足りる。また、審理の簡易化・弾力化を図るには、裁判所は実体法の論理的順序、当事者の順序の指定にこだわらず、容易なものから審理すれば足りるとした方が良い。加えて、当事者の意図を超え不意打ちの結果を招くことがなくなるから、当事者の手続保障にも資するのである。

これらの例外として、相殺の抗弁には既判力が生じる（114条2項）。その理由は次のようなものである。まず、相殺の抗弁に既判力が生じることにしないと、請求についての紛争が反対債権の存否に移し替えられることにより、判決による解決が実効性を失うおそれがある。また、相殺の抗弁を審理する場合には、自働債権の存否を実質的に審理しているから、十分な手続保障がある。

B) 主観的範囲

既判力は、原則として両当事者にのみ及ぶ（115条1項1号）。

もっとも、115条1項2号から4号の各号に該当すれば、既判力が及ぶことにな

る。115条1項2号が既判力の効力を拡張する趣旨は、担当者による利益主張の代
行が行われている点にある。同3号は、前訴で確定された権利関係を安定させる趣
旨であり、同4号の趣旨は、手続保障を与えるための実質的利益がない点にある。

さらに、個別法により既判力が拡張される場合があり、民執157条3項や人訴
24条1項、会838条などがある。

民事訴訟における信義則（2条）

信義則の発現態様は、訴訟状態の不当形成の排除、禁反言（矛盾挙動の禁止）、
訴訟上の権能の失効、訴訟上の権能の濫用の4類型に分類できる。

訴訟状態の不当形成の排除とは、当事者の一方が不当な目的のためにわざと、訴
訟法規の要件にあたる状態を故意に作出して法規の不当な適用をはかり、あるいは
そのような状態の発生を故意に妨害して法規の適用を不当に回避する場合をいう。

禁反言（矛盾挙動の禁止）とは、①当事者が訴訟上または訴訟外で一定の態度を
とり、後にこれと矛盾する行為をし（行為矛盾）、②相手方が先行の態度を信頼し、
これに基づいてすでに自己の法的地位を決定し（相手方の信頼）、③矛盾した後行
行為の効力をそのまま認めたのでは、先行行為を信頼した相手方の利益を不当に害
する結果となる（相手方の不利益）場合をいう。

訴訟上の権能の失効とは、訴訟上の権能が行使されずに放置されたため、行使さ
れないであろうとの正当な期待が相手方に生じ、相手方がそれに基づいて行動して
いる場合をいう。禁反言とは異なり、不作為の結果として生じた外観に対する相手
方の信頼の保護を目的とするものである。そのため、失効を認めるには、それ以前
の段階で権利行使をなすべき規範的必要性が必要である。

訴訟上の権能の濫用とは、訴訟上の権能について、それを認めた法の趣旨に反す
る権利行使の場合をいう。

定義・趣旨

管轄	各裁判所間の <u>事件分担</u> の定め
訴訟係属	<u>訴え提起によって事件が特定され、特定の裁判所で判決手続により審判される状態</u>
除斥	<u>法定の原因</u> がある場合に、裁判官が法律上職務を執行できなくなること（23条1項）
忌避	法定の除斥原因（23条1項）以外の事由により、 <u>裁判の公正を妨げるべき事情</u> がある場合に、当事者の申立てに基づき、裁判によって裁判官を職務執行から排除すること
回避	裁判官が、除斥原因（23条1項）や忌避原因（24条1項）があると自ら判断する場合に、 <u>自発的に職務執行を避けること</u> （規12条）
除斥・忌避・回避の制度趣旨	<u>公平な裁判を保障し、公正な裁判の外観を確保すること</u>
26条ただし書の趣旨	迅速な裁判が要求される限度で公正な裁判の要請を後退させ、 <u>当事者の権利保護を図る点</u>
送達	当事者その他の利害関係人に対し、訴訟上の書類を <u>法定の方式により送り届けること</u>
訴え	<u>原告が裁判所に対して、被告との関係で権利主張を示して、その当否につき審理・判決を要求する要式の申立て</u>
判決（終局判決）	<u>その審級における手続きを終結させる効果を持つ判決</u>
本案判決	訴えによって定立された <u>原告の請求の当否</u> について判断する判決

中間判決（245 条）	訴訟の進行過程において、当事者間で <u>争点</u> となった訴訟法上・実体法上の事項につき、 <u>審理の途中で判断</u> を示して終局判決を容易にし、その準備するための判決
中間確認の訴え （145 条）	訴訟係属中に、当該請求の当否の判断の <u>先決関係たる権利・法律関係の存否</u> につき、原告又は被告が追加的に提起する <u>確認訴訟</u>
給付の訴え	原告が被告に対して主張する <u>特定の給付請求権</u> について、 <u>給付を命ずる判決</u> を裁判所に対して求める申立て
確認の訴え	原告が被告に対して主張する <u>権利や法律関係の存在・不存在</u> について、 <u>確認判決</u> を裁判所に求める申立て
形成の訴え	原告が被告に対して主張する <u>一定の法律関係に基づく特定の権利または法律関係の変動</u> を宣言する <u>形成判決</u> を裁判所に対して求める申立て
訴訟物（広義）	原告の被告に対する一定の権利義務の主張であり、 <u>訴訟における審判の対象</u>
訴訟物の識別基準	<u>実体法上の請求権</u> （旧訴訟物理論）
形式的形成訴訟	形成要件が具体的に法定されていない形成訴訟
当事者	<u>自己の名において訴え又は訴えられることにより判決の名宛人となるもの</u>
双方審尋主義	当事者双方に <u>主張・証拠提出の機会</u> を平等に与えなければならないこと
二当事者対立の原則	民事訴訟では特定の当事者間の争訟処理を行うことから、 <u>対立する当事者の存在</u> が不可欠であるという原則

任意的当事者変更	当事者の請求について、 <u>当事者を誤っていた又は当事者の一部が脱落していた場合に</u> 、従前の当事者に代えてもしくは加えて第三者を当事者として加入させること
表示の訂正	訴え又は訴えられることにより判決の名宛人となった者、すなわち当事者が <u>同一である</u> ことを前提に単に表示を訂正するもの
当事者能力	<u>民事訴訟の当事者となることのできる一般的な資格</u>
29条の趣旨	法人格のない団体であっても、現実社会生活上活動している以上、紛争に関係することがあり、その場合には、端的にこうした団体に当事者能力を認めることが、相手方にとってもまた団体の側にとっても便宜である点
訴訟能力	<u>訴訟行為者として単独で有効に訴訟行為を行いまたは受けるための資格</u>
訴訟上の代理人	<u>当事者の名において、当事者に代わり、自己の意思に基づいて訴訟行為をなし又は受ける者</u>
法定代理人	その地位が <u>本人の意志</u> に基づかない訴訟上の代理人
実体法上の法定代理人	<u>実体法の規定に基づき、本人との身分関係上当然に</u> 法定代理人とされる者
訴訟法上の特別代理人	<u>民事訴訟法の規定に基づき裁判所が個々の手続において必要に応じて選任する</u> 法定代理人
訴訟代理人	<u>本人の意志に基づき訴訟追行のための包括的代理権を</u> 与えられた訴訟上の代理人
訴訟委任に基づく訴訟代理人	特定の事件ごとに委任を受けて、訴訟追行のための包括的な代理権を付与された者

弁護士代理の原則(54条1項本文)の趣旨	劣悪な代理人によって <u>当事者の利益が失われるのを防ぐ</u> とともに、 <u>手続きの円滑な進行を図る</u> (円滑・迅速な訴訟追行)点
法令上の訴訟代理人	<u>法令が一定の地位についた者に対して訴訟代理権を与え</u> ると定めているときに、その地位につくことによって <u>当然</u> に訴訟代理人になる者
当事者適格	特定の請求について、当事者として訴訟を追行し、 <u>本案判決を受けうる資格</u>
当事者適格の一般的基準	訴訟の結果に切実な <u>利害と関心</u> をもち、当事者として <u>手続保障を図る必要があるかどうか</u>
第三者の訴訟担当	<u>実質的利益帰属主体</u> 以外の者に当事者適格が認められ、 <u>判決効が実質的利益帰属主体にも及ぶ場合</u>
法定訴訟担当	<u>権利義務主体とされる者の意思にかかわらず、法律の規定</u> によって当然に第三者が訴訟追行権を持つ場合
任意的訴訟担当	本来の権利関係の主体の授権に基づいて第三者に訴訟追行権が与えられる場合
選定当事者(30条)	<u>共同の利益を有する多数の者が、その中から全員のために当事者となるべき者を選定し(訴訟追行権の授与)、その者に訴訟追行をさせることを認める制度</u>
訴えの利益	<u>当該訴訟物が本案判決による解決に適するかどうかの基準</u> (実効性のない訴えの排除)
法律上の争訟	当事者間の <u>具体的な権利義務ないし法律関係の存否</u> に関する紛争であって、それが <u>法律の適用によって終局的に解決できるものであること</u>

確認の利益の一般的基準	原告の有する権利や法律上の地位に <u>危険又は不安</u> が存在し、そうした危険や不安を除去するために確認判決を得ることが有効かつ <u>適切</u> であること
訴訟要件	(<u>本案審理を続行して</u>) <u>本案判決</u> をするための要件
訴訟要件の概念が必要となる趣旨	すべての訴えが訴訟による解決に適するものではないため、裁判制度の合理的・能率的運営のために本案判決を下すに値しない訴えをあらかじめ排除する点
職権調査事項	裁判所が <u>職権</u> でその存否を調査すべき事項
抗弁事項	裁判所が <u>当事者の申立て</u> を受けて調査を開始できる事項
重複訴訟の禁止	<u>訴訟の係属中にその訴訟と同一の事件を別訴で審判することの禁止</u>
重複訴訟の禁止の趣旨	<u>審判の重複による不経済の防止</u> (訴訟経済の要請によるもの)、 <u>判決内容の矛盾抵触の回避</u> (私法秩序の維持・訴訟手続安定の要請によるもの)、 <u>被告の応訴の煩の回避</u> (被告の権利保護の要請によるもの)
職権進行主義	審理の進行及び整理が裁判所の主導の下で行われる原則
職権進行主義を原則とする趣旨	迅速かつ適切な進行が要求される訴訟手続きにおいては、利害の対立する当事者よりも、公平な立場にある裁判所が行う方がふさわしい点
処分権主義	<u>訴訟の開始、審理の対象・範囲、及び訴訟の終了について、当事者に自由な処分権限を認める原則</u>
弁論主義	<u>訴訟資料の収集提出を当事者の権能と責任とする建前</u>
職権探知主義	<u>訴訟資料の収集を裁判所の権能と責任でもあるとする建前</u>

弁論主義の第一原則	<u>裁判所は、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならないこと（主張原則）</u>
弁論主義の第二原則	<u>裁判所は、当事者に争いのない事実、そのまま判決の基礎としなければならないこと（自白原則、179条）</u>
弁論主義の第三原則	<u>裁判所は、当事者に争いのある事実を認定するには、当事者の申し出た証拠によらなければならないこと（証拠原則、証拠当事者主義）</u>
主張共通の原則	<u>要件事実がすでに当事者によって主張されている以上、それがたまたま主張責任を負っていない当事者によって主張されても、裁判所はこの事実を斟酌できること</u>
主張責任	<u>特定の事実を主張しない場合において、その事実を要件とする自己に有利な法律効果の発生が認められない一方当事者の不利益ないし負担</u>
主要事実	<u>直接法律効果の発生・変更・消滅を基礎づける事実</u>
間接事実	<u>主要事実の存否を経験によって推認するのに役立つ事実</u>
補助事実	<u>証拠能力や証明力に影響を与える事実</u>
否認	<u>相手方が証明責任を負う事実を争うこと</u>
理由付否認（積極否認）	<u>相手の主張する事実と全面的または部分的に<u>両立</u>しない事実を主張して否認すること</u>
抗弁	<u>相手方主張の法律効果の発生を阻害しあるいは消滅させる事実について自己が主張責任を負う場合に、その事実を主張すること</u>
事実抗弁	<u>相手方の権利の発生を妨げあるいは消滅をもたらす規定の要件に該当する事実を主張すれば足り、その規定の適用結果である<u>法律効果の主張</u>までは必ずしも必要ないもの</u>

権利抗弁	相手の権利の行使を妨げあるいは消滅させる権利の発生要件に該当する事実の主張のみならず、 <u>その権利の行使ないし利益享受の主張も必要なもの</u>
釈明権（149条）	事件の内容をなす事実関係や法律関係を明らかにするために、当事者に対して <u>事実上や法律上の事項について質問を発し、又は立証を促す裁判所の権能</u>
釈明義務	裁判所が釈明権を有するとともに <u>適切に行使すべき義務</u>
積極的釈明	当事者が <u>必要な申立て・主張</u> をしていない場合、これを示唆・指摘する釈明
消極的釈明	当事者が必要な申立や主張をしているものの、それらに <u>不明瞭・矛盾がみられる</u> ときにこれを問いたす釈明
法的観点指摘義務	裁判所が当事者に <u>法律構成ないし法的観点</u> を指摘し、当事者にそれについての <u>攻撃防御の機会</u> を保障し審理を充実させなければならない義務
証拠方法	裁判官が判決の基礎資料を得るために、直接に五官の作用によって取り調べのできる <u>対象</u>
証拠資料	<u>証拠調べから得られた裁判資料</u>
証拠原因	証拠資料のうち、 <u>要証事実の存否</u> について裁判官の心証形成を可能にした根拠
証拠力（証拠価値）	証拠調べによって得られた証拠資料が、要証事実の認定に役立つ程度
証明（その程度）	要証事実の存否の判断について、裁判官に <u>確信を生じせしめる状態</u> （要証事実が存在することの <u>高度な蓋然性</u> を超えるものでなければならず、 <u>通常人が疑いを差し挟まない程度に真実性の確信を持ちうる程度</u> ）

厳格な証明	民事訴訟法に規定された法定の手続き（180 条以下）に基づいて行われる証明
自由な証明	法定の手続によらず行われる証明
疎明（その程度）	裁判官が要証事実の存在につき <u>一応確からしい</u> との認識をもった状態（ある事実を一応推認させるに足りる程度）
顕著な事実	証拠による証明なしに <u>裁判の基礎</u> として利用したとしても、当事者や一般人が疑念を抱かないような事実
裁判上の自白	<u>当事者が口頭弁論または弁論準備手続において、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実を認める陳述</u>
裁判上の自白の効力	<u>証明不要効</u> （179 条）、 <u>撤回禁止効</u> （当事者は自白が成立した事実を撤回することができなくなる、禁反言の原則）、 <u>審判排除効</u> （裁判所は自白事実を判決の基礎としなければならない、弁論主義第二テーゼ）
権利自白	<u>請求の当否の判断の前提をなす権利・法律関係を直接の対象とする自白</u>
訴訟資料	<u>当事者の弁論から得られた裁判資料（主張資料）</u>
証拠資料	<u>証拠調べから得られた裁判資料</u>
攻撃方法	<u>本案の申立てを基礎づける一切の裁判資料</u>
防御方法	<u>その反対申立てを基礎づける一切の裁判資料</u>
職業の秘密	その秘密が公開されると <u>その職業に深刻な影響を与え、以後の遂行が困難になるもの</u>
文書	作成者の意思や認識を文字その他の記号により表現したもの
処分証書	証明しようとする <u>法律行為</u> が記載されている文書
報告証書	<u>処分証書以外で経験を記載したり意見を述べた文書</u>

文書の真正	文章の記載内容が、 <u>挙証者が作成者であると主張する者の意思に基づいて作成されたこと</u>
形式的証拠力	文章の真正な成立を前提とし、それが真に <u>作成者の思想を表現していること</u>
自由心証主義	<u>裁判における事実の認定を、審理に現れたすべての資料・状況に基づいて裁判官が自由に形成する心証にゆだねる建前</u>
自由心証主義の趣旨	<u>弾力的な裁判を可能とし、真実発見に資する点</u>
公開主義（憲 82 条）	訴訟の審理過程及び裁判を <u>国民一般の傍聴し得る状態</u> で行うべきこと
口頭主義（87 条 1 項本文）	弁論と証拠調べは <u>口頭</u> で行われなければならない、 <u>口頭</u> で陳述されたものだけが訴訟資料となるという原則
必要的口頭弁論の原則	判決をするには必ず <u>口頭弁論</u> を開かなければならず、 <u>口頭弁論</u> に顕出した資料のみが裁判の基礎となること
直接主義(249 条 1 項)	弁論の聴取や証拠調べを、判決をする <u>受訴裁判所</u> 自らが行う原則
証拠共通の原則	当事者の一方が提出した証拠は、その者に有利な事実の認定に用いるほか、相手方が証拠調べの結果を <u>援用</u> しなくても、当然に、相手方にとって有利な事実の認定に用いてよいという原則
弁論の全趣旨	<u>口頭弁論に現れた一切の資料・模様・状況</u>
証明責任	ある事実が真偽不明であることにより、 <u>その事実を要件とする法律効果</u> が認められないことによる <u>当事者の一方の不利益</u>

法律要件分類説	一定の法律効果を主張する者は、その効果の発生を基礎づける適用法条の要件事実につき証明責任を負うという考え方
法律上の事実推定	<u>ある事実</u> から <u>他の事実（主要事実）</u> を推定するもの
法律上の権利推定	<u>ある事実</u> から <u>直接権利関係</u> を推定するもの
暫定真実	<u>前提事実の証明</u> を要せずに、 <u>無条件に一定の事実</u> を推定するもの
事実上の推定	<u>経験則</u> を利用して <u>ある事実</u> から <u>他の事実</u> を推認するもの
法定証拠法則	<u>裁判官の事実認定のあり方</u> を法定するもの
証明度（確信）	裁判官の心証の程度が、いかなるレベルに達した場合に事実認定をすべきかの <u>基準</u>
本証	<u>要証事実について証明責任を負う当事者</u> の提出する証拠又は立証活動
反証	<u>本証による立証を妨げる相手方</u> の提出する証拠又は立証活動
間接反証	ある主要事実について証明責任を負う者がこれを推認させるに十分な間接事実を一応証明した場合に、相手方がその間接事実とは <u>別個の</u> 、しかもこれと <u>両立しうる</u> 間接事実を <u>本証</u> の程度に立証することによって主要事実の推認を妨げる立証活動
訴えの取下げ	<u>訴えによる審判要求を撤回する旨の裁判所に対する原告</u> の意思表示
訴訟契約（訴訟上の合意）	当事者あるいは当事者となるべき者がする、特定の訴訟につき影響を及ぼす一定の効果の発生を目的とする合意

262 条 2 項の趣旨	終局判決後に訴えを取り下げて裁判を無駄にさせたこと に対し制裁を課すことにより、 <u>当事者が同一紛争を蒸し返 して訴訟制度を濫用するような事態を防止する点</u>
既判力	<u>確定判決における判断内容が後訴に及ぼす拘束力</u>
執行力（狭義）	給付判決に掲げられた <u>給付義務</u> を民事執行法に基づいて 実現する効力
形成力	形成判決が確定した場合に、 <u>法律関係の変動を生じさせる 効力</u>
既判力の消極的作用	<u>当事者は、後訴において、既判力の生じた判断に反する主 張・立証が許されず、裁判所もそうした主張・立証を取り 上げることができないこと</u>
既判力の積極的作用	<u>後訴裁判所は、既判力で確定された判断に拘束され、これ を前提として審判しなければならないこと</u>
既判力の双面性	既判力の及ぶ当事者相互間で一方の <u>有利</u> にも <u>不利</u> にも働 くという既判力の性質のこと
既判力の正当化根拠	<u>既判力の制度的効力（紛争の蒸し返し防止）と前訴におけ る手続保障</u>
（既判力の）遮断効	当事者は <u>基準時前</u> に提出することができた事実や主張を 持ち出して確定された権利関係を争うことが許されず、裁 判所もそのような事由が提出されてもそれを審理せずに 排除しなければならないという効力（既判力の <u>消極</u> 的作用 の現れ）

争点効	前訴で当事者が <u>主要な争点</u> として争い、かつ、裁判所がこれを審理して下したその <u>争点</u> についての判断に生じる <u>通用力</u> で、同一の <u>争点</u> を <u>主要な先決問題</u> とした異別の後訴請求の審理において、その判断に反する <u>主張立証</u> を許さず、これと <u>矛盾する判断</u> を禁止する効力
既判力の相対性	確定判決の既判力は、 <u>前訴の両当事者間</u> でのみ拘束力を有すること（115条1項1号）
115条1項2号の趣旨	<u>紛争解決の実効性確保</u> のためには、利益帰属主体にも判決効を及ぼす必要があり（必要性）、訴訟担当者の訴訟追行により、 <u>代替的な手続保障</u> （利益主張の代行）がある点（許容性）
115条1項3号の趣旨	前訴で確定された <u>権利関係の安定</u> の必要があり（必要性）、 <u>実体法上の依存関係</u> から、承継人は <u>前訴判決の不利益</u> を甘受させられてもやむを得ないと考えられる点（許容性）
115条1項4号の趣旨	紛争解決の実効性を確保する必要があり（必要性）、所持者は、 <u>実体法上固有の利益</u> を有しない以上、手続保障を与える必要がない点（許容性）
反射効	当事者間に存する既判力の拘束が、その当事者と <u>実体法上特殊な関係（依存関係）</u> にある <u>第三者</u> について、 <u>利益又は不利益な影響</u> を及ぼす効力
訴訟上の和解	訴訟手続の進行中に <u>裁判官</u> が関与して当事者間で和解を締結させることによって <u>係属中の訴訟手続</u> を終結させる行為
請求の放棄	<u>原告</u> が <u>自らの請求</u> に理由が無いことを認める旨の裁判所に対する意思表示

請求の認諾	<u>被告が原告の請求に理由があることを認める旨の裁判所</u> に対する意思表示
(判決の) 自己拘束力	判決が成立すると、確定をまたず、 <u>判決をした裁判所</u> はも はや判決の撤回や変更をすることができなくなる効力
(裁判の) 覇束力	判決に限らず裁判一般における判断内容が、種々の手続的 要請から、 <u>当該手続内</u> において、他の裁判所を拘束する効 力
単純併合	<u>相互に両立しうる複数の請求を並列的に併合し、その全て</u> につき判決を求める併合形態
選択的併合	数個の請求のいずれかが <u>認容されることを解除条件</u> に他 の請求につき審判を求める併合形態
予備的併合	<u>法律上両立しない関係にある数個の請求について順位を</u> つけ、主位的請求につき <u>認容されることを解除条件</u> に、他 の予備的請求につき審判を求める併合形態
反訴 (146 条)	<u>係属中の訴訟手続</u> を利用して被告が原告に対して提起す る <u>訴え</u>
通常共同訴訟 (38 条)	本来個別に訴訟を提起し審判されうる数個の請求につき 便宜上共同訴訟とすることが認められる場合
共同訴訟人独立の 原則	各共同訴訟人は他の共同訴訟人に制約されることなくそ れぞれ <u>独立に</u> 相手方に対する訴訟を進行する建前 (39 条)
(共同訴訟人間にお ける) 主張共通の原則	1 人の共同訴訟人がある主張をし、他の共同訴訟人がこれ と抵触する行為を積極的に行っていない場合には、その主張 が他の共同訴訟人に <u>利益</u> なものである限り、 <u>この者にもそ</u> <u>の効果が及ぶとするもの</u>

(共同訴訟人間における)証拠共通の原則	共同訴訟人の1人が提出した証拠またはこれに対して提出された証拠は、他の共同訴訟人と <u>共通あるいは関連する係争事実</u> については、とくにその <u>援用</u> がなくても、 <u>事実確定の資料</u> とすることができるという考え方
同時審判申出共同訴訟 (41 条)	<u>実体法上両立しえない複数の被告</u> に対する訴訟につき、 <u>原告の申出があったときは、弁論および裁判を分離しないで</u> 行うという共同訴訟の審理方式の形態
41 条の趣旨	原告の共同被告に対する <u>両立しない請求</u> につき、裁判所の判断が別々となって <u>双方に敗訴する結果</u> となることの防止、 <u>被告の地位の不安定・不公平</u> の回避、控訴審での裁判の <u>不統一</u> の防止
主観的予備的併合	主位原告の又は主位被告に対する請求の認容を <u>解除条件</u> として、予備的に予備的原告の又は予備的被告に対する請求の審判を求める訴え
必要的共同訴訟	共同訴訟人間で <u>判決の合一確定</u> が要請される共同訴訟形態
固有必要的共同訴訟	<u>合一確定</u> を要する共同訴訟形態であって、 <u>利害関係人全員</u> が当事者とならなければ <u>当事者適格</u> が認められないもの (40 条)
類似必要的共同訴訟	<u>合一確定</u> を要する共同訴訟形態であるが、 <u>利害関係人全員</u> が当事者とならなくても <u>当事者適格</u> が認められるもの
訴えの主観的追加的併合	<u>訴訟の係属中</u> に、第三者が自ら当事者として既存の当事者に対し、あるいは既存の当事者から第三者に対し、請求の併合審判を求めること

補助参加（42条）	他人間の訴訟の結果について <u>利害関係を有する第三者</u> が、当事者の一方を勝訴させることによって <u>自己の利益</u> を守るために当該訴訟に参加すること
参加的効力 （46条柱書）	被参加人が敗訴した後、被参加人と補助参加人との間で訴訟となった場合、 <u>敗訴の原因となった認定及び法律判断</u> について補助参加人はもはや争えないとする効力
46条の趣旨	訴訟の結果についての <u>責任の公平な分担</u> （公平・禁反言に基づく敗訴責任の分担）
共同訴訟的補助参加	訴訟物につき <u>当事者適格</u> を欠くが、 <u>補助参加</u> の要件を充足し、さらに <u>判決の効力</u> が第三者である参加人に及ぶ場合に、その第三者に通常の補助参加人よりもより強固な訴訟上の地位・権限を与えるべく認められた参加形態
訴訟告知（53条）	訴訟の係属中、当事者から <u>その訴訟に参加することのできる第三者</u> に訴訟係属の事実を法定の方式によって通知すること
独立当事者参加 （47条）	第三者が <u>独立の当事者</u> として、訴訟の原告及び被告の双方又は一方に対し、 <u>自分の請求</u> を立てて訴えを提起し、原告の請求と <u>同一の手続</u> で、 <u>同時に</u> かつ <u>矛盾のない</u> 判決を求める訴訟形態
共同訴訟参加（52条）	他人間の訴訟について <u>当事者適格</u> を有し、 <u>判決効の拡張</u> を受ける者が当該訴訟に <u>当事者</u> として参加すること
訴訟承継	訴訟係属中に <u>紛争主体たる地位</u> が当事者から第三者に移転したことに基づいて、新主体となった第三者が <u>当事者</u> となって、訴訟を続行する場合
当然承継	当事者の死亡など一定の <u>承継原因</u> が生じれば、 <u>当然</u> に当事者の変更（訴訟承継）が行われる場合

参加承継・引受承継	係争物の譲渡など、 <u>承継原因</u> が生じて、譲受人など承継人たるべき者が訴訟への参加を申し出るか、あるいはその者が訴訟を引き受けるよう相手方申し立てるのでなければ、当事者の変更（訴訟承継）が行われない場合
訴訟状態承認義務	承継人は、前主の訴訟追行に基づいて形成された <u>訴訟状態</u> を全面的に引き継ぎ、弁論および証拠調べの結果を含めて、前主の自白に反する主張、時機に後れた攻撃防御方法など <u>前主がすでにできなくなった行為</u> はできないとするもの
上訴	上級裁判所に対して <u>未確定</u> の裁判の取消しまたは変更を求める不服申立て
上訴不可分の原則	1つの判決に対して上訴が提起されると、相手方に附帯上訴の機会を与えるために相手方敗訴の部分も含めて、 <u>判決全体</u> の確定が遮断され、判決された <u>すべての請求</u> が上訴審に移審すること
不利益変更禁止の原則	控訴人は、附帯控訴がない限り、 <u>不服申立ての限度</u> を超えて自己に <u>不利益</u> に第1審判決を変更されることがないこと
利益変更禁止の原則	控訴裁判所は、 <u>不服申し立ての範囲</u> を超えて、控訴人に <u>有利</u> に第1審判決の取消しまたは変更をすることはできないこと
続審主義	控訴裁判所は、第一審で提出された資料と、控訴審で提出された資料を基礎として、不服申立ての限度で独自に事実認定を行い、これに法を適用して事件の審理をやりなおし、その結果と第一審判決とを比較する形で、不服の当否を審理する建前

再審（338条以下）	裁判の基礎となった手続きや資料に <u>重大な瑕疵</u> がある場合に、 <u>確定した裁判の取消し又は変更を求める不服申立て</u>
再審の補充性（338条1項）	当事者が控訴若しくは上告により <u>その事由を主張したとき、又はこれを知りながら主張しなかったときには、再審の訴えは許されないこと</u>
338条1項ただし書の趣旨	上訴が <u>可能</u> であったにもかかわらずそれをしなかった者について再審の訴えによる不服申立てを否定するもの (再審の乱訴の防止、相手方当事者の地位保障)
「相当のわきまえ」 (106条1項)	送達の趣旨を理解して交付を受けた書類を受送達者に交付することを期待することができる程度の能力
338条1項3号の趣旨	訴訟に <u>関与する機会</u> がなかった者に <u>手続保障の機会</u> を与えるもの
97条の趣旨	<u>訴訟手続の早期確定</u> と <u>当事者の救済</u> の調和